

令和06年度 第3回 多摩中央警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月11日 午後02時00分～午後04時15分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 10名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長及び会計課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

特殊詐欺の被害状況

- 1 東京都全体の被害状況
- 2 多摩中央署（多摩市・稲城市）の被害状況
 - (1) 被害認知件数
発生40件、うち30件（75%）が多摩市で発生
 - (2) 被害額
約1億4000万円で昨年の2倍
 - (3) 手口別の被害状況
 - ア オレオレ詐欺が45%を占める。
 - イ 還付金詐欺・架空請求詐欺が35%

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺等に対する取組
 - (1) 特殊詐欺の手口
 - ア オレオレ詐欺
 - イ 還付金詐欺
 - ウ 架空料金請求詐欺（サポート詐欺）
 - (2) 特殊詐欺以外で注意すべき手口
 - ア ロマンズ詐欺
 - イ SNS型投資詐欺
 - (3) 情勢に対応した広報啓発
 - ア 地域への直接的アプローチ
 - (ア) 街頭デジタルサイネージ
 - (イ) 駅の電光掲示板
 - (ウ) 広報誌やチラシの配布
 - (4) 未然防止と犯人検挙
 - ア 未然防止の意識向上
 - (ア) 令和6年中30件の被害を未然防止
 - (イ) コンビニや銀行での未然防止が多数
 - (ウ) 防止した方に対する感謝状贈呈
 - イ 「だまされたふり作戦」による犯人検挙
 - (5) 「BAN」闇バイト対策
 - ア 若い世代に対する広報啓発
管内大学の学園祭における防犯教室
 - イ 現役大学生とのコラボキャンペーン
駅前イベント等でのチラシ配布
 - ウ ケーブルテレビでのメッセージ配信
当署防犯係長が出演して注意喚起
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自動通話録音機の貸出し制度は続いているのか。
【回答】 現在も市が購入して警察署に配分した録音機を貸し出している。
 - (2) 被害額が昨年から倍増した要因等について教えてほしい。
【回答】 被害額の増加は全庁的な傾向で、当署では1,000万円以上の高額被害が増えたことも要因
 - (3) 被害の75%が多摩市で発生している原因は何か。
【回答】 稲城・多摩市の75歳以上の高齢者の70%近くが多摩市に居住しているため、被害件数も多いと考えている。
 - (4) 高齢者に向けた対策について教えてほしい。

【回答】 高齢者の集まる会合や場所で、防犯講話等の情報発信を行っている。

[その他の意見要望等]

1 クレジットカード被害について

(1) カード情報の流出被害について、警察の取組を教えてください。

【回答】 ・ 各種イベント、自治会の会合、学校講話等で広報啓発チラシを配布
・ 警視庁ホームページでの広報啓発CMの放映

(2) 被害に遭った際の対応について教えてください。

【回答】 ・ クレジットカード会社による補填が可能な場合がある。
・ カード会社への届出には警察の相談受理番号が必要となるので、被害に遭った際は、まず警察に相談していただきたい。

2 連光寺、聖ヶ丘地区で空き巣の被害が多いようだが、詳細を教えてください。

【回答】 (被害の状況)
・ 本年10月頃から空き家を狙った泥棒が10件弱発生
・ 主に一軒家の空き家が狙われ、一階窓が破られて侵入されている。
(対策の実施)
・ 被害現場を中心に広範囲にわたり防犯カメラを回収・解析
・ 夜間帯のパトカーや制服警察官による警戒・職務質問の徹底
(犯人の検挙)
・ 職務質問により、バールを正当な理由なく所持していた者を逮捕
・ 逮捕した者と本件との関連性は未だ不明だが、今後捜査を推進したい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年09月10日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 10名

内 容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長及び会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

本年上半期の交通事故発生状況について

- 1 交通人身事故発生状況
 - (1) 発生件数
 - (2) 事故の発生傾向
- 2 交通死亡事故について
 - (1) 死亡事故の特徴
 - (2) 年代別の割合
 - (3) 高齢者の事故
 - (4) 歩行者の違反の有無
- 3 自転車死亡事故の特徴
 - (1) 年代別の割合
 - (2) 自転車運転者の違反の有無
 - (3) ヘルメット着用の有無と致死率の比較
- 4 昨年の管内における交通死亡事故
 - (1) 警視庁平均との比較
 - (2) 二輪車(オートバイ・自転車)の関与率

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

秋の全国交通安全運動に向けた取組

 - (1) 高齢者の交通事故防止
 - ア 商業施設や駅周辺における広報啓発活動
 - イ 靴や携行品への反射材の貼付
 - (2) 子供の交通事故防止
 - ア 年齢に応じた交通安全教室の実施
 - イ スケアード・ストレートの活用
 - (3) 自転車用ヘルメット着用推進キャンペーン
 - ア ヘルメット着用効果の実証実験
 - イ 自転車用ヘルメットの種類
 - (4) 二輪車の交通事故防止
 - ア 教習所を利用した二輪車実技教室の開催
 - イ 二輪車用プロテクター、エアバッグの活用
 - ウ 交通安全フェスティバルの開催
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 交通安全運動期間中、交差点にテントはどのくらい設置されるのか。
【回答】多摩、稲城両市の主要交差点各4か所、計8か所に設置する。
 - (2) 反射材のシール等はどこで入手できるのか。
【回答】ホームセンター、100円ショップ等で購入でき、交通安全キャンペーン等でも配布しており、交通課に在庫があればお渡しできる。
 - (3) 自転車は誰でも気軽に乗れるが、ルールを知る機会を増やすべきではないか。
【回答】・ 幼稚園、小・中学校等の教育現場で、交通安全教室を実施している。
・ 署員が企業に赴いて社会人向けの交通安全講習会を実施している。
・ YouTube等の警視庁公式SNSで情報を発信している。
 - (4) 自転車が車道を通行する場合、子供の年齢制限等はあるのか。
【回答】・ 自転車は車道通行が原則だが、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者等は歩道を通行することができる。
・ 「自転車歩道通行可」標識があれば年齢に関わらず歩道を走行できる。
・ いずれの場合にも、歩道では歩行者の通行が優先される。

[その他の意見要望等]

道路を工事する際の時間制限はあるのか。

- 【回答】
- ・ 道路工事に原則時間制限はなく、終日工事することが可能である。
 - ・ 幹線道路で大規模な工事を行う場合、渋滞等社会生活に影響が生じることから、申請者と協議の上、時間を指定するなど条件を付して道路使用を許可している。
 - ・ 深夜に大きな音の出る作業を実施しないように指導している。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年06月12日 午後02時05分～午後04時25分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 10名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回協議会における要望に対する検討と改善結果

- 1 協議会の意見
 - 稲城市百村の神化（じんが）児童公園前北側交差点横断歩道の見直し
- 2 検討と改善
 - (1) 検討内容
 - ア 児童公園に面し歩車分離のない裏路地同士が交差する、信号機の設置のない交差点である。
 - イ 横断歩道及び停止線が交差点の手前に標示され、車両が停止線で一時停止しても交差道路の見通しが悪く、安全確認ができないため、停止線で停止せず横断歩道まで進行する車両が多い。
 - ウ 横断歩道が、交差点奥へとクランク状に標示されているため、横断歩道上を通過せず、交差点の最短距離を通過する歩行者がいる。
 - (2) 改善結果
 - ア 横断歩道及び停止線を交差点方向に移動
道路管理者の稲城市との協議して移動させ、交差点のコンパクト化により、停止線から交差点内の視認が容易になった。
 - イ 歩行者の安全な通行
横断歩道を移動し、歩行者の歩行導線が直線的になったことにより、横断歩道上を歩行者が通行するようになった。
 - (3) 現場確認
違反取締りを随時実施するとともに、交差点を改良したことによる交通の流れの変化を確認する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - 地域警察の概要について
 - (1) 地域課の体制
 - ア 施設・装備
 - (ア) 交番 10か所
 - (イ) 駐在所 12か所
 - (ウ) 地域安全センター 1か所
 - (エ) 警ら用無線自動車 5台
 - イ 人員
 - (ア) 警察官 約150名
 - (イ) 会計年度職員 約20名
 - (2) 地域課の主な活動
 - ア 街頭警察活動
 - (ア) 立番警戒
 - (イ) 警ら
 - (ウ) 交通取締り
 - (エ) 巡回連絡
 - (オ) 職務質問
 - イ 地域との連携
 - (ア) ふれあい連絡協議会
 - (イ) 緊急手配ネットワーク
 - (3) 若手警察官の育成
 - ア 警察学校での各種教養訓練
 - イ 警察署での指導育成
- 2 警察署協議会からの意見要望等

- (1) 巡回連絡について、各家庭や事業所等を訪問する頻度の規定はあるのか。
 【回答】・一般家庭は2年に1回、会社等の事業所は4年に1回と規定されている。
 ・居住者が把握できていない世帯を優先している。
- (2) 私有地内への自転車等の不法投棄は、交番等へ相談して良いのか。
 【回答】・交番、駐在所及び警察署において受理する。
 ・自転車の場合、盗難の被害品であるか確認し、被害品であれば刑事手続上の措置をとる。
- (3) 稲城市立第二中学校のプールが、敷地の外から見えるので、写真を撮ったり、のぞき見したりする人がいないか心配だが、どこに相談すれば良いか。
 【回答】・交番や駐在所に相談してほしい。
 ・スクールサポーターを通じて学校施設の改善を申し入れる。
 ・担当の交番勤務員やパトカーによるパトロールを強化する。

[その他の意見要望等]

- 防犯カメラ設置件数は、どのくらいか。
 【回答】・自治体が約300台の街頭防犯カメラを設置している。
 ・コンビニや個人宅については約3,800台の設置を把握している。

| | |
|-----|---|
| その他 | 会長が、第九方面区内警察署協議会代表者会議（5月15日）の結果について、各委員に発表した。 |
|-----|---|

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和06年03月11日 午後02時00分～午後04時15分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 5名
署長ほか 10名

内 容

会議に先立ち、副署長、警務課長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回協議会での意見に対する検討結果

- 1 協議会の意見
南多摩尾根幹線道路（以下「尾根幹線」と記載）上の、社会福祉センター前交差点の歩行者用信号機の青信号点灯時間が短い。
- 2 検討結果
 - (1) 信号機の現状
 - ア 尾根幹線は、横断島を含め幅員が約50mで、歩行時速4kmの場合、渡りきるために約31秒を要する。
 - イ 現在の信号現示秒数は点滅を含めて6秒で、急ぎ足でれば渡りきれないため横断島が設置され、さらに、横断島を挟んで歩行者用信号機が設置されている。
 - (2) 対応について
 - ア 尾根幹線は路線全体で信号機の時間を制御しており、1箇所を変更すると渋滞を引き起こすおそれがある。
 - イ 歩行者用信号機の秒数は「現状のまま」とし、歩行者に対して信号の指示を守るよう注意喚起を促す。
 - ウ 歩行者への注意喚起のため、「青の点滅は無理せず、次の青迄待ちましょう」との看板を双方向から見えるように設置している。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
災害対策に関する取組について
 - (1) 石川県能登半島地震からの気付き
 - ア 道路陥没、隆起により救助活動が難航
 - イ 情報の錯綜と偽情報の拡散
 - ウ 災害関連死対策
 - (2) 減災のために（東京都防災会議資料から）
 - ア 災害拠点病院の確認
 - イ 行政ヘリコプターの緊急離発着場所の確認
 - (3) 稲城市・多摩市におけるハザードマップ
 - ア 急傾斜地の土砂災害
 - イ 管内を流れる河川の氾濫災害
 - (4) 災害時を想定した現場実査
 - ア 立入禁止区域の設置
 - イ 行政機関（多摩市・稲城市、消防）との連携
 - (5) 緊急地震速報
 - ア 警報音が鳴る基準
 - イ 鳴った際の初期行動
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 災害時に警察はどのようなことを担うのか。

【回答】

 - ア 大規模災害が発生時に勤務している職員は、災害の規模を調査報告する。
 - イ 規模によって、負傷者の救助、交通整理、遺体の収容、その他防犯活動を実施する。
 - ウ 大規模災害発生時には、警察職員は自所属に自主的に参集し、集まった者から適切に人員を配置し、各種警察活動を実施する。
 - (2) 警察として、災害時に市民に何を覚えてほしいか。

【回答】

 - ア SNS等の情報や風評を信じることなく、行政機関（市、消防、警察）からの正確な情報を入手してほしい。

イ 自宅からの避難場所、伝言ダイヤル等、家族との連絡手段を確認してほしい。
(3) 避難所が開設された際の警察との連携や、災害時の防犯や災害相談窓口を教えてください。

【回答】

ア 各避難所に警察官が常駐することは難しいので、本部等からの派遣要員を含めて、巡回でのパトロールや相談対応を実施することとなる。

イ 個々の窓口対応ではなく、行政機関（多摩市、稲城市 消防、警察等）が情報を共有して対応するので、現場にいる者に相談してほしい。

[その他の意見要望等]

1 交通ルールが守られていない場所について、協議会委員が単独で問い合わせた方がいいのか、あるいは、地域の意見としてとりまとめるべきなのか、教えてください。

【回答】市民目線での気付きは大変参考になり、検討事項としたいので、委員おひとりの意見、とりまとめた意見、いずれも気付いたことを伝えてほしい。

2 稲城市百村の「神化児童公園」北側交差点横断歩道の見直しをしてほしい。

【回答】現場を確認後、次回協議会で回答する。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年12月13日 午後03時00分～午後05時10分

| | | | |
|------|------------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 多摩中央警察署 講堂 | 出席者 | 協議会委員 8名 署長ほか 8名 |
|------|------------|-----|---------------------|

内 容

会議に先立ち、副署長、警備課長、交通課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

管内の交通情勢について

- 1 交通死亡事故の発生
- 2 交通事故防止対策
- 3 運転免許証の更新方法の変更（事前予約制）

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
特殊詐欺対策及び被害防止活動に関する取組について
 - (1) 管内の特殊詐欺認知状況（令和5年1月から11月まで）
多摩市及び稲城市の被害状況
 - (2) 特殊詐欺の手口
ア オレオレ詐欺
イ 還付金詐欺
ウ サポート詐欺
 - (3) 事例紹介
息子をかたり、癌治療のための手術費用として詐取された事案
 - (4) 情勢に対応した広報啓発活動
ア デジボリスの活用
イ 発生状況に即した広報チラシ等の作成及び配布
ウ 若い世代に対する広報啓発活動
 - (5) 他機関と連携した対策
ア ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの無償提供
イ 多摩稲城防犯協会主催の多摩稲城市民「防犯のつどい」
現役高校生と防犯協会員による被害防止寸劇を披露
ウ 未然防止対策に対する感謝状表彰式の開催
 - (6) 二次被害に対する被害者対策の必要性
ア パトロール強化
イ 専務員による相談受理（定期連絡）
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 巧妙な手口を周知させるため、紙面での広報に加え、映像等を使ってリアルな注意喚起をしてほしい。
【説明（広報上の工夫）】
特殊詐欺講話では、具体的な事例を挙げ、受講者に対して、どのように対処するか質問を投げ掛けて各々に考えてもらった後に、適正な対処要領を指導している。
 - (2) 無料で、誰もが見られて、必ず目に入るような情報発信をしてほしい。
【説明（視覚に訴える広報）】
管内の企業や商業施設のデジタルサイネージを活用している。
 - (3) SNSはアルゴリズムに基づいて年齢に合わせた情報を発信できるので、若者がだます側にならないため、SNS上に映像を流してほしい。
【説明（若い世代への注意喚起の現状）】
ア 闇バイト防止の広報啓発活動として、大学や高校等のクラブ活動中に訪問し、注意喚起のチラシ等を配付している。
イ デジボリスをインストールすれば、「動画コーナー」で過去の事例等を見てもらうことができる。
 - (4) 自動通話録音機の貸出しはされているのか。
【説明（市の配付状況）】
ア 多摩市と稲城市が、都の補助金を利用して購入し、市民に配布している。
イ 令和5年は本日（12月13日）現在、多摩市180台、稲城市50台を取り付けている。（数字は手集計）

[その他の意見要望等]

交通に関連する意見要望等

1 私有地への違法駐車が多いので、対策を講じてほしい。

【回答（警察の対応）】

(1) 私有地は道路交通法が適用されず違反として取り締まれないため、警察は、車両のナンバーから可能な限り所有者を割り出す調査を行い、移動するよう連絡する。

(2) 長期間放置する場合でも、土地所有者等が裁判所に申立てを行うなどの措置をとるほかには、その都度連絡して移動させるしかない。

2 飲酒運転の取締りはどのようにしているか。

【回答（取締り実施状況及び飲酒事故発生状況）】

(1) 12月1日に管下一斉の取締りを実施した。

(2) 12月は事故が増える傾向にあるので、地域課と交通課が協力して、裏路地等でミニ検問を実施している。

(3) 今年の飲酒運転にかかる死亡事故は東京都全体では減少している、当署でも飲酒が絡む事故の発生があるので、今後もランダムな取締りを実施していく。

3 スマホの「ながら運転」の取締りの罰則は厳しくなっているのか。

【回答（罰則の強化）】

(1) 令和元年12月に運転中の携帯電話使用の点数と反則金が増え、違反点数が1点から3点に、普通車の反則金が6000円から18000円となった。

(2) 当署における本年の携帯電話使用違反の取締り件数は、昨年より減少しており、取締りの効果が浸透しているものと考えている。

4 尾根幹線上にある社会福祉センターの歩行者信号の青信号が短い。

【回答】

実査をして、必要があれば改善を検討する。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年09月01日 午後02時40分～午後04時10分

| | | | |
|------|------------|-----|---------------------|
| 開催場所 | 多摩中央警察署 講堂 | 出席者 | 協議会委員 7名 署長ほか 9名 |
|------|------------|-----|---------------------|

内 容

会議に先立ち、副署長、警備課長、交通課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

多摩中央署管内の交通情勢について

- 1 交通死亡事故の発生
- 2 交通事故防止対策

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 震災対策に関する署の取組について
 - ア 首都直下地震等による東京都の被害想定
 - (ア) 多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の危険性
 - (イ) 多摩市内及び稲城市内の被害想定
 - ・ 建物倒壊及び火災
 - ・ 死者数、負傷者数
 - イ 震災警備総合訓練
 - (ア) 警視庁震災警備訓練

防災の日(9月1日)に、首都直下地震等の大規模災害に備え、情報収集、信号機滅灯、多数死体取扱いのほか以下の訓練等を実施

 - ・ 警視庁本部と情報共有するための入力訓練
 - ・ 衛星携帯電話使用訓練
 - ・ 緊急交通車両証票交付訓練
 - (イ) 参集訓練

署員が、自宅等から徒歩などで多摩中央警察署に参集する訓練
 - (ウ) 非常電源稼働訓練
 - (エ) 合同総合防災訓練
 - ・ 令和元年に東京都・多摩市合同防災訓練を実施
 - ・ 本年9月3日、東村山市内において合同総合防災訓練を実施予定
 - (2) 災害時の備え

警視庁警備部災害対策課のX(旧ツイッター)でのツイートに対し、反響が大きかったもの

 - ア 10円硬貨2枚でお菓子などのビニール袋を簡単に開けられる。
 - イ ランプの代わりに、「ツナ缶」に穴を開け、ひも等を芯にして火を灯す。
 - ウ 針がない場合、爪楊枝に糸を結び針の代わりになって布を縫える。
 - エ 点灯させた懐中電灯を上に向け、水が入ったペットボトルを乗せるとランタンのようになり、停電時に利用できる。
 - オ お湯でなくても、水でカップ麺が食べられる。
 - カ コンパクトで持ち運びが便利な「防災ボトル」
 - (3) 今後の方針

想定外の震災が発生した場合にも対応できるように、訓練内容や平素の備えなどについて繰り返し改善していく。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 震災発生時の問合せ先について
 - ア どのように行動すべきか確認したい場合、警察、自治体のどちらに問い合わせるべきか分からない。

警備課長が「避難所の開設状況等は自治体に問い合わせるのが適当である」旨を回答した。
 - イ 居住地以外の不慣れな他府県で震災が発生した際、どのように行動すべきか不安になると思うが、その場合はどこに問い合わせるべきか。

警備課長が「現地の自治体(道府県や市区町村)に問い合わせしてほしい」旨を回答した。
 - (2) 情報発信の方法について

説明にあった災害対策課の情報はとても勉強になったので、アカウントがなくても他の方法で情報が入手できるとよい。

[その他の意見要望等]

「危険な自転車運転者が散見されるので、自転車運転者に対する取締りの状況について教えてほしい」との質問があり、交通課長が「指定場所一時不停止違反等の取締件数が増加傾向にある。取締りに至らない運転行為については自転車警告カードを交付するなど指導・警告を行っている」旨を回答した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年06月09日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 8名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 自転車の正しい通行方法について
 - (1) 一時停止標識のある交差点の通行方法
 - (2) 車両用信号機があり、歩行者用信号機や自転車横断帯のない交差点の通行方法
 - (3) 歩行者用信号機(「歩行者・自転車専用」標示の有無により通行方法が異なるため注意を要する。)や自転車横断帯がある交差点の通行方法
- 2 自転車を運転する上で特に遵守してほしい交通法規について
 - (1) 信号機の表示に従うこと。
青信号に従って横断歩道を横断中の歩行者と自転車が衝突する交通事故や、自転車が右左折中の車両と衝突する交通事故が多発している。
 - (2) 一時停止標識に従うこと。
自転車事故の形態では、出会い頭の交通事故が多いため、一時停止標識では必ず止まって安全確認し、見通しが悪い場合は、合流前に再度左右の安全確認を行う。
 - (3) 歩道の通行は歩行者を優先すること。
自転車を運転して歩道を通行することができるのは、
ア 「普通自転車歩道通行可」の標識のある歩道
イ 自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人
ウ 車道の状況から安全を確保するのにやむを得ない場合
 - (4) 車道は左側通行をすること。
自転車で右側を通行すると右左折する車両の発見が遅れ、また、車両の運転者からも自転車を発見しにくくなる。
- 3 危険性の高い自転車交通違反の態様について
 - (1) 交通事故を起こすおそれがある自転車交通違反の態様
信号無視、一時不停止、歩道通行、右側通行
 - (2) 取締りの強化
自転車は便利な乗り物ではあるが、交通法規を遵守しないと危険な乗り物となってしまうため、上記の違反を中心に交通取締りを強化していく。
- 4 小学校入学前までの幼児の正しい乗せ方について
- 5 自転車乗車用ヘルメットの着用の努力義務化について
 - (1) ヘルメット着用の努力義務化
令和5年4月1日から、自転車の運転者は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となり、運転者が他人を自転車に乗せる場合も、その人にヘルメットを着用させることが努力義務とされた。
 - (2) 頭部保護の必要性
都内で自転車乗車中に死亡した方の損傷主部位は、頭部が約7割であるため、乗車用ヘルメットを被って、身を守っていただきたい。
- 6 電動キックボード等に関する道路交通法の改正概要等について
 - (1) 改正の概要(令和5年7月1日以降)
 - ア 電動キックボード等のうち、一定の基準を満たすものは、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」として位置付けられる。
 - イ 特定小型原動機付自転車の運転に免許は不要となる。
 - (2) 特定小型原動機付自転車の通行方法等について
 - (3) 「特例」小型原動機付自転車の通行方法等について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 自転車運転者に対する交通指導取締りと署の啓発活動について
 - (1) 自転車に関与する交通人身事故の発生状況
 多摩センター駅及び聖蹟桜ヶ丘駅付近での発生がやや多いが、いずれの場所においても安全運転が求められる。
 - (2) 交通課・地域課合同の自転車運転者に対する交通指導取締り
 本年は自転車交通違反の取締り件数が前年に比べ増加しており、引き続き指導取締りを継続して、自転車が関与する交通事故を減らす。
 - (3) 自転車安全運転キャンペーンの実施
 - ア 管内の主要交差点や大学において、自転車ストップ作戦と称して、自転車運転者に対し、ヘルメットの着用を呼び掛けながら、交通安全のチラシを配付した。
 - イ 管内の祭礼開催時、参加者に自転車乗車用ヘルメットに触れてもらうなど、自転車を運転する際のヘルメット着用を呼び掛け、一見帽子のような自転車用ヘルメットも紹介した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 意見
 - ア 協議会委員であっても、自転車で歩道通行ができる年齢についてのルール等を知らなかったので、自転車の交通ルールや電動キックボードの新たなルールについて分かりやすく広報することが重要である。
 - イ 広報については、紙媒体ではなく動画を配信したり、自治体や販売店の協力を得たりしてはどうか。
 - ウ 自転車に方向指示器を付けることなども検討してはどうか。
 - (2) 要望(質問)
 自転車の交通事故の関与率について説明があったが、具体的にどんな態様の事故が多いのか知りたい。
 (交通課長の回答)
 最も多いのは出会い頭の事故で、右左折時の巻き込みがそれに次いでいる。
 具体的な危険を実感してもらうため、スタントマンが事故を再現する「スクエアドストレイト」という安全教育を中学生等を対象に行っている。

[その他の意見要望等]

- 1 道路環境整備についての要望
 大型車両が頻繁に通行して歩行者が危険を感じる幅員の狭い道路や、街路樹の根が隆起して路面を突き破っている歩道等、危険箇所の情報を提供してほしい。
 (交通課長の回答)
 自治体と連携して樹木を伐採し、横断歩道の見通しが改善されたなどの改善例があり、引き続き、パトロール等での危険箇所の把握や住民の皆さんの指摘を端緒に、積極的に道路環境の整備を進めたい。
- 2 特殊詐欺被害防止対策の要望
 特殊詐欺に遭いそうになったという話題が身近にあったので、今後も特殊詐欺対策を継続してほしい。
 (生活安全課長の回答)
 最近「パソコンを修理するためにお金を振り込んでほしい」というサポート詐欺が多く、コンビニエンスストアの店員による声掛けや金融機関の協力を得て被害を防止している。
 今後も、デジポリスによる情報発信、署員が学校や企業を訪問して行う防犯講話を継続していく。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

開催日時 令和05年03月03日 午後02時00分～午後04時10分

開催場所 多摩中央警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 9名

内容

会議に先立ち、副署長、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長、会計課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

なし

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
サイバー犯罪に関する取組について
 - (1) サイバー犯罪の定義や類型（ネットワーク利用犯罪、コンピューター犯罪、不正アクセス行為、不正アクセス助長行為）について
 - (2) サイバーパトロールの実施について
 - (3) 多摩中央警察署におけるサイバーパトロールによる検挙事例について
 - ア 改造エアガン等を頻繁に販売している者を捜査したところ、被疑者宅内に改造エアガンを製造するなどしていたことから、北海道警察と合同で、被疑者を武器等製造法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反で検挙した。
 - イ オークションサイトに人気アニメの衣類等の偽造品を販売している者を捜査したところ、多数の偽造品を所持していたことなどから、被疑者を商標法違反で検挙した。
 - ウ フリーマーケットサイトにおいて、他人のIDやパスワードを盗み、正規な利用者を装ってゲーム機などを騙し取ったとして、被疑者を不正アクセス禁止法違反及び詐欺罪等で検挙した。
 - (4) 被害防止対策について
 - ア 管内事業者に対して、サイバーセキュリティ対策セミナーを複数回行った。
 - イ 各種イベントにおいて、参加者にチラシを手交して注意喚起を行った。今後も管内の住民や事業者に対するタイムリーな情報を発信していくほか、サイバー犯罪の取締りを強化していきたい。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
「見せていただいたチラシにネットの検索方法が書いてあるが、高齢者等に向けて多摩中央警察署の電話番号を記載しておいた方がいいと思う。」旨の意見があり、今後は、多摩中央警察署の電話番号も記載したものを配布する旨を説明した。

[その他の意見要望等]

委員から、「警察と住民の情報共有について、稲城市内で発生した強盗事件の捜査進捗状況について、どうなったのか、再度被害に遭うことはないのか、どのように対応すれば良いのかなど大変心配である。ネットの情報では信頼ができず、警察からの情報が少ないことで不安感が高まり噂話が先走るばかりであった。個人情報や捜査進捗状況を知ることができないことは承知しているが、『捜査中である』とか、『パトロールをしている』とか、何か一言でも情報があれば、少しは安心できたと思う。」旨の意見があった。今後も可能な限り、情報を発信し協力を賜りたい旨を回答した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。